

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年12月14日（金曜日）

号外第68号

目次

○監査委員公表

平成29年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

ページ

1

## 監査委員公表

### 神奈川県監査委員公表第21号

平成29年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

平成30年3月27日付け神奈川県公報号外第19号で公表している平成29年度包括外部監査の結果について、神奈川県教育委員会から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年12月14日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	国吉一夫
同	高橋稔

### 県立学校の財務に関する事務の執行について

平成29年度包括外部監査結果報告書（平成30年3月27日（神奈川県公報号外第19号）神奈川県監査委員公表第6号で公表。以下「報告書」という。）記載の「指摘事項」32項目全てについて、平成30年10月16日に、次のとおり講じた措置の通知があった。（所管課 指摘事項1は行政部財務課、海洋科学高等学校及び鶴見養護学校、指摘事項2及び3は行政部財務課及び平塚中等教育学校、指摘事項4は行政部財務課、海洋科学高等学校、茅ヶ崎高等学校及び鶴見養護学校、指摘事項5は指導部高校教育課、支援部特別支援教育課、神奈川工業高等学校、生田高等学校及び相模原中央支援学校、指摘事項6は指導部高校教育課、支援部特別支援教育課、神奈川工業高等学校、中央農業高等学校及び相模原中央支援学校、指摘事項7は指導部高校教育課、茅ヶ崎高等学校及び中央農業高等学校、指摘事項8は指導部高校教育課、光陵高等学校、相原高等学校及び平塚中等教育学校、指摘事項9は指導部高校教育課及び生田高等学校、指摘事項10は指導部高校教育課、支援部特別支援教育課、光陵高等学校、中央農業高等学校及び相模原中央支援学校、指摘事項11は行政部財務課、生田高等学校及び相原高等学校、指摘事項12は行政部財務課、横浜翠嵐高等学校、横浜国際高等学校、生田高等学校及び鶴見養護学校、指摘事項13は行政部財務課、光陵高等学校、生田高等学校及び相原高等学校、指

摘事項14は行政部財務課及び横浜国際高等学校、指摘事項15は行政部財務課、横浜国際高等学校、生田高等学校、相原高等学校及び平塚中等教育学校、指摘事項16は行政部財務課、相原高等学校及び鶴見養護学校、指摘事項17は行政部財務課、生田高等学校及び鶴見養護学校、指摘事項18は行政部財務課及び横浜翠嵐高等学校、指摘事項19は行政部財務課、生田高等学校、相原高等学校及び中央農業高等学校、指摘事項20は行政部財務課、横浜国際高等学校、光陵高等学校、相原高等学校及び海洋科学高等学校、指摘事項21は行政部財務課、生田高等学校、平塚中等教育学校及び相模原中央支援学校、指摘事項22は行政部財務課及び中央農業高等学校、指摘事項23は行政部財務課及び茅ヶ崎高等学校、指摘事項24は行政部財務課及び神奈川工業高等学校、指摘事項25は指導部高校教育課、指摘事項26は行政部教職員企画課、神奈川工業高等学校、横浜翠嵐高等学校、光陵高等学校、生田高等学校、相原高等学校、中央農業高等学校、平塚中等教育学校、鶴見養護学校及び相模原中央支援学校、指摘事項27は行政部教職員企画課及び二俣川看護福祉高等学校、指摘事項28は行政部教職員人事課、指摘事項29は総務室、指導部高校教育課及び支援部特別支援教育課、指摘事項30は相模原中央支援学校、指摘事項31は指導部保健体育課、横浜国際高等学校及び茅ヶ崎高等学校、指摘事項32は指導部保健体育課、鶴見養護学校及び相模原中央支援学校）

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
1 備品管理シール貼付の徹底（指摘事項1） 管理シールは、個々の備品を特定するために重要な情報である。財務規則に則り、備品には網羅的に管理シールを貼付し、適切に管理する必要がある。また、現物照合の際に剥がれているシールを発見した場合は適宜更新する必要がある。（報告書p.99）	平成30年2月9日付け通知を各所属に発し、剥がれていたり、読み取れない管理シールを発見したときには、備品（借用物品）台帳に記録してあるデータを基に作成・出力した管理シールを当該備品に貼付するよう指導を行った。 なお、指摘を受けた学校においては、平成29年12月までに、剥がれていた管理シールを作成し直し貼付した。
2 備品台帳・借用物品台帳の使用者の更新（指摘事項2） 台帳に登録されている使用者を更新する必要がある。使用者の未更新がシステム操作方法に不慣れなことに起因している場合には、システムの	平成30年2月9日付け通知を各所属に発し、人事異動等により物品使用者が変更になった場合には、変更内容を台帳にシステムで登録し、新たな物品使用

購読料  
一箇月二、九三〇円 一箇年二五、一六〇円  
（消費税・地方消費税・送料込み）  
本号一部三四五円（消費税及び地方消費税込み）

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策部政策法務課  
電話横浜（〇四五）二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜（〇四五）五七一―三五〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

<p>操作方法を確認する必要がある。(報告書p.99)</p>	<p>者と使用場所について管理の指定をするよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、システムの操作方法に関してマニュアルの記載を確認し、平成29年9月に使用者を更新した。</p>	<p>7 薬品・農薬の棚卸し(指摘事項7)          毒物及び劇物の適切な保管管理について、各種要請が行われていることを踏まえれば、各県立学校においては、これらの要請を遵守し、毒物及び劇物について定期的(四半期ごと等)に棚卸しを実施し、保有数量の把握・管理の徹底が必要である。(報告書p.108)</p>	<p>平成29年10月2日付け通知を各学校に発し、農薬の適正な管理について再確認するよう指導した。また、平成30年1月31日付け通知を各学校に発し、毒物及び劇物については、毒物・劇物管理簿を作成し、購入・廃棄した場合の期日・数量並びに使用するたびに取扱日や数量を記載すること、統括責任者は、毒物・劇物管理簿と保有数量を定期的(四半期ごと等)に照合・確認することとし、改めて校内の薬品等の管理体制を点検するとともに、適正な管理の徹底に遺漏なく取り組むよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、毒物及び劇物については平成30年4月から四半期ごとの棚卸しを実施し、管理簿に基づき、巡回確認の実施など保有数量の把握・管理を行っている。</p>
<p>3 借用物品の再リース期間の更新(指摘事項3)          再リース契約を締結した場合には、台帳上の内容も適時に更新する必要がある。(報告書p.100)</p>	<p>平成30年2月9日付け通知を各所属に発し、借用物品の再リース契約の締結をする場合は、会計管理システムで、リース期間の終了日等を修正登録し、出力した修正登録票に物品管理者及び物品出納員の確認印を受けるように、また、固定資産に計上する借用物品の再リース契約の締結をする場合は、併せて物品管理事務の手引に従い固定資産情報入力(リース資産)などの事務処理を行うよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、再リースを含む借用物品のリース期間を再確認し、平成29年9月に台帳の内容を更新した。</p>	<p>8 薬品庫鍵使用簿の記載(指摘事項8)          薬品庫には危険物等も保管されているため、薬品の盗難を防止し、不正や事故に対して緊急対応ができるようにするため、薬品等の保管、管理に関する要綱に従って薬品庫鍵使用簿を作成するとともに、薬品庫の鍵の使用状況については全て管理簿に記載し、適切に薬品庫の鍵を管理する必要がある。(報告書p.109)</p>	<p>平成30年1月31日付け通知を各学校に発し、保管庫等及び保管庫等を設置している部屋の鍵の管理を徹底すること(保管庫鍵使用簿による管理等)とし、改めて校内の薬品等の管理体制を点検するとともに、適正な管理の徹底に遺漏なく取り組むよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては平成30年5月までに薬品庫鍵使用簿を作成し、薬品庫の鍵の適正な管理を職員に徹底した。</p>
<p>4 現物照合実施結果等の記載(指摘事項4)          現物照合は、現物の状況をどの時点で確認したかが重要な情報である。          また、現物確認の結果が残されていない場合、実際に現物照合手続が適切に行われたことの記録が残らないことになる。          実施要領にも定められているとおり、確認用帳票に現物確認結果、確認日を記載することが必要である。(報告書p.100)</p>	<p>平成30年2月9日付け通知を各所属に発し、現物確認結果及び確認日を確認用帳票の余白に記入し、現物に故障等を発見した場合には、併せて物品管理者に報告するよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、平成29年12月までに確認用帳票に現物確認結果、確認日の記載を行った。</p>	<p>9 農薬の使用状況の記帳(指摘事項9)          農薬は、人体や環境に影響を及ぼすものもあるため、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の農薬関係法令に則り、適正かつ安全に管理する必要がある。          神奈川県では、神奈川県農薬安全使用指導指針を定めていることから、同指針に基づいて農薬の使用状況について記帳し、定期的に保有数量の確認をする必要がある。(報告書p.109)</p>	<p>平成29年10月2日付け通知を各学校に発し、農薬の適正な管理について、再確認するよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、平成29年9月から農薬使用簿に使用状況を記帳し、農薬の受払、保有数量の管理を行っている。</p>
<p>5 劇物保管の表示(指摘事項5)          劇物は危険性の高い薬品であり、安全性確保のため厳格な管理が必要となる。毒物及び劇物取締法等法律で義務付けられている内容、及び高等学校学習指導要領解説(理科編)に記載されていることを遵守するため、保管場所に「医薬用外劇物」の表示を行う必要がある。(報告書p.106)</p>	<p>平成30年1月31日付け通知を各学校に発し、毒物及び劇物の保管場所には「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をすることとし、改めて校内の薬品等の管理体制を点検するとともに、適正な管理の徹底に遺漏なく取り組むよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、平成30年3月までに保管場所に「医薬用外劇物」の表示を行った。</p>	<p>10 薬品の管理(指摘事項10)          薬品の使用期限が適切に管理されていない現状は、「薬品等の保管、管理に関する要綱」に従った管理とは言えない。不正や事故の防止の観点からも、直ちに改善する必要がある。          また、薬品の棚卸し時において、長期間未使用の薬品の有無、使用見込みのないものや使用期限切れのものなど廃棄すべき薬品の有無についても確認することが必要である。          学校において、使用見込みがなく不要と判断された薬品</p>	<p>平成30年1月31日付け通知を各学校に発し、長期間保存されている薬品で、今後も使用の見込みがないものは、速やかに適切な方法で廃棄することとし、改めて校内の薬品等の管理体制を点検するとともに、適正な管理の徹底に遺漏なく取り組むよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、長期間未使用の薬品や使用期限切れのもの有無について確認し、使用見込みがなく用な薬品については、一部を平成30年3月に廃棄処分した。また、残部については平成30年</p>
<p>6 劇物の保管方法(指摘事項6)          医薬用外毒物・劇物は、薬品の中でも、法令等により保管方法が規定されている薬品であり、一般の薬品よりも注意して保管・管理が求められている。そのため、医薬用外毒劇物とそれ以外の薬品については区別して保管することが必要である。(報告書p.107)</p>	<p>平成30年1月31日付け通知を各学校に発し、毒物及び劇物並びに危険物及びその他の毒性を有する薬品等については、それ以外の薬品等とは区分して必ず鍵の掛かる保管庫に保管することとし、改めて校内の薬品等の管理体制を点検するとともに、適正な管理の徹底に遺漏なく取り組むよう指導を行った。          なお、指摘を受けた学校においては、平成30年3月までに医薬用外毒劇物とそれ以外の薬品については区別して保管した。</p>		

<p>については、廃棄することが必要である。(報告書p.110)</p>	<p>12月を目途に廃棄処分を進めている。</p>	<p>残金の精算であっても、年度内の支出であれば決算書上も支出として記載し、当年度の収支を明瞭に表示する必要がある。(報告書p.140)</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、決算書については年度内の残金精算結果(返金・寄附等)を反映したものを作成するよう指導を行った。 また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。 なお、指摘を受けた学校においては、平成29年度決算から生徒会会計への寄附及び生徒への返金について、決算書上支出として収支を明確に表示した。</p>
<p>11 部活動費会計等における予算書の作成(指摘事項11) 私費会計基準に基づき予算書を作成し、明瞭に記載する必要がある。その他、年度当初に予算執行計画を作成することにも留意すべきである。 なお、保護者向けの徴収通知をもって予算書の代替として、その作成を省略しているケースが散見されたが、私費会計基準の規定とは異なる対応となっているため、これを容認するのであれば、私費会計基準を見直すか、別途通知等を行う等の対応が必要と考える。(報告書p.136)</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、会計毎に予算書及び予算執行計画を作成することを要する旨、ただし部費・合宿費については、収入予定・支出予定の総額及びその内訳を記載した保護者への徴収通知をもって予算書に替えることができることとした。 また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。 なお、指摘を受けた学校においては、平成30年度から通知に基づき、保護者への徴収通知をもって予算書に替えることとし、保護者への徴収通知には収入予定・支出予定の総額及びその内訳を記載することとした。</p>	<p>15 予算額と決算額の差異が著しい項目に係る理由の記載(指摘事項15) 私費会計基準に基づき、予算額と決算額との差異が著しい項目については、その理由を備考欄に記載する必要がある。 また、予算策定時点において当年度に支出をしないことが明らかな場合には、予算上も支出をゼロとするなど予算作成の精度の向上に努めるべきである。(報告書p.141)</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、決算書において、予算額と決算額との差異が30%以上の増減がある場合については、その理由を備考欄に記載する旨及び当該年度に支出しないことが明らかな場合には予算計上を行わないなど、精査のうえ予算を作成するよう指導を行った。 また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。 なお、指摘を受けた学校においては、平成29年度決算から予算額と決算額との差異があるものについては、その理由を備考欄に記載することを徹底した。平成29年度決算に対応できない学校においては、平成30年度から予算額と決算額に激しい差異が生じないよう留意し、万が一著しい差異が生じた場合にはその理由を明確に決算書の備考欄に記載することとした。</p>
<p>12 決算書の作成日の記入(指摘事項12) 私費会計の決算書については、私費会計基準に従い、報告期日までに報告を行い、報告日を記載する必要がある。(報告書p.139)</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、決算書類については4月末日までに作成し、必ず報告日を記載するよう指導を行った。 また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。 なお、指摘を受けた学校においては、平成28年度の報告日が空欄であった会計について報告日を確認し、記載した。また、平成29年度決算書については平成30年4月中旬に作成し報告日を記載した。</p>	<p>16 預金口座のない私費会計(指摘事項16) 私費会計基準に基づき、私費会計に係る収入金は、会計別に校長名義の預金口座を金融機関に設けて預金する必要がある。(報告書p.143)</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、会計別に校長名義の預金口座に預金するよう指導を行った。 また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。 なお、指摘を受けた学校においては、合宿を行う予定のある部活動を確認し、収入金は校長名義の預金口座に預金した。また、すぐに対応できない学校においては、行事費会計について、行事費会計として単独の会計とするか、既存の学級費会計又は積立金会計に統合するか検討中であり、保護者等を構成員とする学校徴収金運営協議会に諮ったうえで平成31年度から通帳管理を始める予定である。それまでは、徴収後5日以内に業者に支払を行い、その間事務室内の金庫で適切に管理を行うこととした。</p>
<p>13 部活動費会計等の決算書の作成(指摘事項13) 決算書は私費会計基準に基づき作成が義務付けられているため、作成を要する。保護者向けの会計報告をもって決算書の代替として、その作成を省略しているケースが散見されたが、私費会計基準の規定とは異なる対応となっているため、これを容認するのであれば、私費会計基準を見直すか、別途通知等を行う等の対応が必要と考える。(報告書p.140)</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、会計毎に決算書を作成することを要する旨、ただし部費・合宿費については、収入・支出の総額及びその内訳を記載した保護者への決算報告をもって決算書に替えることができることとした。 また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。 なお、指摘を受けた学校においては、平成29年度決算から、部活動費会計において私費会計基準に基づき決算書を作成、あるいは通知に基づき、部活動会計については、保護者の決算報告をもって決算書に替えることとして保護者への決算報告には収入・支出の総額及びその内訳を記載するなど、適切に会計処理を行った。</p>		
<p>14 残金の精算の会計処理(指摘事項14)</p>			

<p>17 預金口座、現金出納簿及び決算書の残高の不一致（指摘事項17）</p> <p>預金口座、現金出納簿及び決算書の残高は、適切に処理が行われれば全て一致するものであり、決算時において全ての一致を確認する必要がある。（報告書p.144）</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、決算時において、預金口座、現金出納簿及び決算書の残高が一致することを私費会計基準に基づき校長等が必ず確認するよう指導を行った。</p> <p>また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。</p> <p>指摘を受けた学校においては、監査後、当該指摘を受けた預金口座、現金出納簿及び決算書の残高の確認を行ったところ、決算に計上すべき預金口座の残高を誤っていたことから、直ちに決算書の是正を行った。</p> <p>なお、現金出納簿を作成していなかったため、各残高が一致しなかった一部の学校については、平成29年度末までに現金出納簿等を作成した。</p>	<p>21 立替金の承認（指摘事項21）</p> <p>私費会計基準に基づき、やむを得ず立替払いを行った場合は、その立替金の限度額は2万円とし、校長による事前承認を徹底する必要がある。なお、副校長の代決は私費会計基準で認められているが、私費会計事務処理の「私費会計に係る立替払い基準について」に基づき学校において「私費会計に係る立替払い基準」を設け、その中で予め副校長の専決事項とすることが望ましいと考える。（報告書p.148）</p>	<p>いては、平成29年度決算について、決算書に監査の報告日、署名及び捺印の記載漏れがないことを確認した。</p> <p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、立替払いについては、各学校で「私費会計に係る立替払い基準」を作成の上、校長の事前承認を受ける必要があること、これを副校長の専決とする場合は、その旨を規定すること、限度額を2万円とすることを徹底するよう指導を行った。</p> <p>また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。</p> <p>なお、指摘を受けた学校においては、平成30年4月までに「私費会計に係る立替払い基準」を作成し、職員に周知徹底を図り、その基準の中で、予め専決事項を定めた。また、立替払いの手續きについて、副校長が講師となり事故防止会議・不祥事故防止研修会において校長の事前承認や立替できる経費などのチェックポイント及び留意点について周知（2回：平成29年10月、平成30年3月）するとともに、再発防止を徹底した。</p>
<p>18 多額の現金の預り（指摘事項18）</p> <p>多額の現金については、不正防止の観点から、直ちに預金口座に入金することが必要である。（報告書p.144）</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、多額の現金については速やかに預金口座に入金するよう指導を行った。</p> <p>また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。</p> <p>なお、指摘を受けた学校においては、平成30年度から私費会計基準に従い、速やかに銀行への入金処理を行っている。</p>	<p>22 手許現金の取扱い（指摘事項22）</p> <p>金庫で保管している現金は、預金の増減ではなく、現金の受領、支払時点で収入、支出として認識する必要がある。小口現金出納簿に記帳することが必要である。（報告書p.149）</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、小口現金については小口現金出納簿を作成し管理するよう指導を行った。</p> <p>また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。</p> <p>なお、指摘を受けた学校においては、平成30年度から金庫内の準備金については、小口現金出納簿で管理している。</p>
<p>19 部活動費会計等における監査の未実施（指摘事項19）</p> <p>私費会計については監査が義務付けられていることから、適切かつ速やかに監査を実施する必要がある。なお、他の手續きをもって容認する場合は、私費会計基準を見直すか、別途通知等を行う等の対応が必要と考える。（報告書p.146）</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、部活動費会計、合宿会計について、保護者等を構成員とする学校徴収金運営協議会の監査委員の監査を受けるよう指導を行った。</p> <p>また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。</p> <p>なお、指摘を受けた学校においては、平成29年度決算から部費・合宿費について、監査委員の監査を受けた。また、収支の予定がない部活においては、部員保護者への返金及び物品購入後残額を生徒会費に繰り入れて通帳を解約した。</p>	<p>23 徴収簿と証憑の不整合（指摘事項23）</p> <p>債権額が徴収簿と事務室の管理額で不整合となっている状況を解消すべきである。これまで教員と事務員がそれぞれ独立してこれらの管理を行っていたとのことから、例えば、定期的に金額の一致を照会するといった手續を加え、教員と事務職員の間での情報共有方法を見直し、不整合が生じていないかを確認する手續を織り込むべきである。（報告書p.157）</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、徴収状況を会計担当・事務室が各々に把握している場合には、毎月末等定期的に双方で確認するよう指導を行った。</p> <p>また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。</p> <p>なお、指摘を受けた学校においては、債権額が徴収簿と事務室の管理額で不整合となっている点について、直ちに各資料を突合確認したところ、事務室で把握していなかった債権額があることが判明したため、正しい債権額を平成29年8月29日に確定させた。その後は毎月末や転</p>
<p>20 監査記録の不備（指摘事項20）</p> <p>監査の結果については、私費会計基準に基づき、監査委員が決算書に監査の報告日、署名及び捺印を記載しなければならない。（報告書p.146）</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、決算書には、監査委員が必ず報告日を記載し、自署押印するよう指導を行った。</p> <p>また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。</p> <p>なお、指摘を受けた学校にお</p>		

	<p>編入者、退学者等学籍の異動時に、事務職員と教員で未納者及び未納金額の突合を行うこととした。</p>		<p>いては、平成29年度の特殊勤務手当実績整理簿の承認印漏れについては平成30年2月にすべて押印し、以後、管理者が内容を確認し、承認印を押印することを徹底した。平成30年度の特殊勤務手当実績整理簿においても、管理職による網羅的な確認及び承認印の押印を確実に、月末ごとに承認印について管理職のダブルチェックを実施している。</p>
<p>24 徴収簿等の不備 (指摘事項24) 私費未収債権の現況管理のため、徴収簿を作成し、適切に管理すべきである。(報告書p.157)</p>	<p>平成30年3月28日付け通知を各学校に発し、徴収簿を作成し適切に債権管理を行うよう、また別途徴収状況を生徒別に把握している場合には徴収簿の作成を省略できることとした。 また、財務課が全県立学校を対象に実施する財務事務調査指導の中で、通知の実施状況について確認及び指導を行っている。 なお、指摘を受けた学校においては、平成30年度から徴収簿を作成することとし、以後、会計担当者が適切に管理している。</p>	<p>28 自己観察書における目標設定の網羅性 (指摘事項28) 神奈川県公立学校職員人事評価実施要領で規定されている職務分類ごとに、目標の設定を行う必要がある。 特に学校運営に関する目標設定をすることは重要であり、今後は目標の設定に漏れが無いように改善されることを要望する。 評価対象者が設定すべき職務に対して網羅的に目標を設定することは当然であるが、評価者も自己観察書を査閲する際に、目標設定の漏れがある場合は評価者に差し戻す等、目標設定に漏れが無いように運用する必要がある。また、県教育委員会教職員人事課においても、回収した自己観察書を査閲する際に留意し、不備がある場合は適時に各学校への指導を実施する必要がある。(報告書p.181)</p>	<p>平成30年4月に評価対象者向けの人事評価システムハンドブックにおいて、自己観察書の記載手順のページに、記載漏れがないよう注意することを追記した。 評価者に対しては、記載漏れのないよう十分に確認することを評価者研修テキストに追記し、平成30年4月実施の評価者研修において、改訂した評価者研修テキストを使用し、評価者に対して注意喚起を行った。 また、教職員人事課においては、平成29年度実施の人事評価からチェック体制を改め、回収した自己観察書のすべての項目について記載漏れがないように確認を徹底した。</p>
<p>25 ALT (外国語指導助手)の活動実態に合わせた契約の見直し又は指示の周知 (指摘事項25) 委託契約を徹底するため、教員による直接指示やALTを交えてのチーム・ティーチングの禁止等、労働者派遣に該当しないよう通知を各学校に発出し、遵守させることが必要である。 あるいは、契約形態の見直しを行い、労働者派遣契約として労働者派遣法に沿った運用に変更する、JET-ALTや直接任用に切り替える、といった対策を講じることも考えられる。 ただし、教員とALTが打ち合わせをしたり、教員から指示をしたりできるほうが語学教育上は望ましいと考えられる。これらを踏まえ、望ましい契約形態について今一度検討することが必要である。(報告書p.168)</p>	<p>平成30年3月15日付け通知を各学校に発し、各学校に対して、委託契約の内容について再認識させるため、次の2点について指導を行った。 ①スケジュール&amp;レッスンプランを期日までに委託会社へ提出すること。 ②委託業務では現場での直接指示ができないため、担当教員の指導のもとで、担当教員が行う授業に係る補助を行う、いわゆるチームティーチングを実施しないこと。 平成31年度以降は、教員による直接指示やALTを交えてのチームティーチングが実施できるよう、平成31年度分契約から契約形態の見直しについて検討を進めている。</p>	<p>29 学校評価の公表 (指摘事項29) 学校評価の結果は、神奈川県教育委員会が定めた「県立学校における学校評価システムに係る実施要綱」(以下、要綱という。)にしたがい公表が必要である。約50%の学校しか評価結果が公表されていない原因には、各学校において、「要綱」や「学校評価システムの手引き」が十分に理解されていない面があると思われ、周知を徹底する仕組みを検討することが必要である。 なお、現状は、ホームページの更新が各学校に委ねられているが、各学校にはホームページを更新するスキルを持った教員等が必ずしも多くいるわけではない。学校評価も含め、適時な情報発信は重要であるため、ホームページを更新する体制についても今後検討することが望まれる。(報告書p.199)</p>	<p>平成30年2月1日付け通知を各学校に発し、評価結果の公表を徹底するよう指導を行った。さらに、県立学校長会議学校経営研究会学校評価等ワーキンググループを通じて、校長へ公表するよう周知したほか、教育委員会において公表の実施状況について確認・指導を行った。 これにより、平成30年8月までに全ての県立学校において評価結果を公表した。 引き続き、取組みを適正に行うことができるよう手続きの改善を図り、「学校評価システムの手引き」等の内容について周知の徹底を図る。 学校ホームページの更新については、平成33年度中までにコンテンツ管理システム(CMS)※に移行することで、多くの教員が更新作業をできる体制を整えていく予定である。 ※ コンテンツ管理システム(CMS) ホームページなどのウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築し、編集するソフトウェアのこと。</p>
<p>26 時間外登下校簿の適切な作成 (指摘事項26) 時間外登下校簿が未作成、あるいは記載不備の学校は県立学校職員服務規程に反しているとともに、休日等に出勤した職員が把握できない事態は労務管理及び学校施設の安全確保の観点から適切ではない。ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築までに一定の時間を要することを鑑みれば、休日等において既存の労務管理書類である時間外登下校簿の記入について徹底する必要がある。(報告書p.172)</p>	<p>平成30年1月31日付け通知を各学校に発し、時間外登下校簿の作成を徹底するよう指導を行った。 なお、指摘を受けた学校においては、平成29年10月までに時間外登下校簿を作成、あるいは記載不備を修正した。また、休日等に出勤した際の時間外登下校簿の記入について周知徹底した。</p>	<p>30 学校関係者評価委員会の構成員 (指摘事項30) 学校評価は多様な視点から</p>	<p>平成30年度から新たに学校評</p>
<p>27 特殊勤務手当実績整理簿の承認漏れ (指摘事項27) 平成29年度以降は特殊勤務手当実績整理簿において、管理者が網羅的に確認し、承認印を押印することが必要である。(報告書p.173)</p>	<p>平成30年1月31日付け通知を各学校に発し、管理者による承認印の押印を徹底するよう指導を行った。 なお、指摘を受けた学校にお</p>		

<p>評価できるように「学校評価システムの手引き」でも構成員の設定を規定しており、特に保護者からの視点は重要と考えられているため、例えばPTA会長等の保護者を含める必要がある。(報告書p.200)</p>	<p>議員の構成員に保護者代表を加えた。</p>
<p>31 学校薬剤師執務記録簿の未作成 (指摘事項31) 学校薬剤師執務記録簿について漏れなく提出を依頼する必要がある。(報告書p.200)</p>	<p>平成29年11月28日付け通知を各学校に発し、学校薬剤師執務記録簿の提出を求めるよう注意喚起し、再確認するよう指導を行った。 なお、指摘を受けた学校においては、平成29年度分から作成し、未作成だった平成28年度分の学校薬剤師の執務記録簿は平成30年8月までに作成した。</p>
<p>32 学校医等の勤務記録簿の作成方法 (指摘事項32) 「学校保健安全法施行規則」の条文が学校医、学校歯科医および学校薬剤師の記録簿を別々に規定しており、それぞれの執務記録簿で管理することが求められているため、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿および学校薬剤師執務記録簿は別に作成することが必要である。(報告書p.201)</p>	<p>平成29年11月28日付け通知を各学校に発し、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿及び学校薬剤師執務記録簿は別に作成することが必要であることを注意喚起し、再確認をするよう指導を行った。 なお、指摘を受けた学校においては、平成29年9月に学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿及び学校薬剤師執務記録簿を別に作成した。</p>

(注) 「監査の結果(指摘事項)」欄について、指摘事項の内容は、神奈川県教育委員会からの通知のとおりに記載している。